



平成19年 7月19日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エー・エー
代表者名 代表取締役会長兼CEO 長 嶋 重 雄
(コード番号: 2394 東証第二部)
問合せ先 代表取締役副社長兼CFO 早 原 弘 明
(TEL. 03-3878-1176)

ストックオプション（新株予約権）の発行内容確定に関するお知らせ

当社は、平成19年7月19日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに当社第7回定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容を、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、当社の取締役・従業員及び当社の子会社（当社が当該会社の発行済株式総数（議決権ある株式に限る。）の50%を超える株式を保有する会社を意味する。以下、同じ。）の取締役・従業員の業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的として、新株予約権を金銭の払込みを要することなく割り当てるものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社ジェイ・エー・エー第3回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者（人数）	1人当たりの割当数	割当数の合計
当社の取締役（6名）	300個～100個	950個
当社の従業員（107名）	30個～5個	1,200個
当社の子会社の取締役（4名）	200個～100個	520個
当社の子会社の従業員（26名）	30個～5個	315個
合 計（143名）	—	2,985個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 2,985株

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は

1株とする。但し、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、同じ。）又は株式併合が行われる場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割（又は株式併合）の比率

また、割当日以降、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要と認める付与株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の総数

2,985個

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,985株とし、上記（3）により付与株式数が調整される場合には、当該調整に従うものとする。

(5) 新株予約権の払込み金額

金銭の払込みを要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。

行使価額 241,000円

但し、割当日以降、下記の各事情が生じたときは、下記の各算式により行使価額を調整する。なお、調整後の行使価額は1,000円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

① 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の処分の場合を含まない。なお、算式中「既発行株式数」には当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式の数は含まない。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

③ 上記のほか、割当日以降、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額
719,385,000円

(8) 新株予約権の権利行使期間
平成21年7月20日から平成23年6月30日まで

(9) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者が、割当日後2年間、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあった場合又は割当日後2年が経過する前に、任期満了による退任又は定年退職によりその地位を喪失した場合（以下「本件条件」という。）に限り、新株予約権を行使することができる。但し、以下の規定に従う。
 - 1) 本件条件を満たした新株予約権者が、自己の都合により当社若しくは当社の子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合又は当社による子会社の株式の譲渡等により、当社の子会社の取締役又は従業員がその地位を喪失した場合、当該地位を喪失した日から6ヶ月間（但し、権利行使期間中に限る。）に限り、新株予約権を行使することができる。
 - 2) 本件条件を満たした新株予約権者が、権利行使期間中に死亡したことにより当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を喪失したときは、死亡の日から6ヶ月間（但し、権利行使期間中に限る。）に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる。
- ② 前各号の規定にかかわらず、新株予約権者が以下のいずれかの要件に該当した場合、新株予約権を行使することができない。
 - 1) 当社及び当社の子会社以外の中古車オークション事業を目的とする会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位に就いた場合
 - 2) 割当日以降、禁錮以上の刑に処せられた場合又は当社及び当社の子会社の就業規則又は取締役会決議に基づき減給以上の懲戒処分を受けた場合
- ③ 1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- ④ その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全

子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、(9) ①又は②により新株予約権を行使することができないこととなった場合、当社は、取締役会の決議により、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(12) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要する。

(13) 新株予約権の割当日

平成19年7月19日

(14) 新株予約権の行使請求受付場所

株式会社ジェイ・エー・エー 総務部

(15) 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 西葛西支店

(16) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

(17) 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端株の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上